

投資委員会命令

第 3/2563 号

件名：代行として行動する事務局への委任

投資促進を円滑かつ効率的に進めるため、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 11 条の権限および仏暦 2563 年（2020 年）11 月 4 日付第 1/2563 回投資委員会会議の決議に基づき、仏暦 2562（2019 年）9 月 30 日付投資委員会命令第 3/2562 号 件名：代行として行動する事務局への委任を廃止し、投資委員会事務局は下記の通り代行として行動するものとする。

1. 投資奨励認可・不認可の審査について、下記の通りになる。

1.1 ターゲット技術開発プロジェクト審査小委員会および生産効率向上措置に基づくプロジェクト審査小委員会権限及び役割の下にあるプロジェクト以外、投資額が 2 億バーツを超えない（土地代および運転資金を除く）プロジェクト

1.2 プロジェクトにおいて自動化システムまたはロボットを導入する場合以外、B グループ事業に対する全投資規模プロジェクト

1.3 病院事業及びホテル事業に対する全投資規模プロジェクト

1.4 太陽光発電システム設置による代替エネルギー使用の場合に限り、省エネ、代替エネルギー使用または環境負荷軽減に対する生産効率向上措置に基づき投資奨励を申請するプロジェクトで既に操業している全投資規模プロジェクト

1.5 国際的持続可能性基準向上に対する生産効率向上措置に基づき投資奨励を申請するプロジェクトで既に操業している全投資規模プロジェクト

2. プロジェクトの改定及び権利・恩典付与の認可・不認可の検討について、下記の通りになる。

2.1 ターゲット技術開発プロジェクト審査小委員会および生産効率向上措置に基づくプロジェクト審査小委員会権限及び役割の下にあるプロジェクト以外、投資額が 20 億バーツを超えない（土地代および運転資金を除く）プロジェクト

2.2 大半輸出用製品の製造プロジェクト、B グループ事業、病院事業及びホテル事業に対する全投資規模プロジェクト

2.3 太陽光発電システム設置による代替エネルギー使用の場合に限り、省エネ、代替エネルギー使用または環境負荷軽減に対する生産効率向上措置に基づき奨励されているプロジェクトで既に操業している全投資規模プロジェクト

2.4 国際的持続可能性基準向上に対する生産効率向上措置に基づき奨励されているプロジェクトで既に操業している全投資規模プロジェクト

2.5 輸出用製造税制の免除に対する権利恩典

2.6 税制以外の権利恩典

3. プロジェクトの条件改定及びその他の認可・不認可の検討について、下記の通りになる。

3.1 ターゲット技術開発プロジェクト審査小委員会および生産効率向上措置に基づくプロジェクト審査小委員会権限及び役割の下にあるプロジェクト以外、投資額が 20 億バーツを超えない（土地代および運転資金を除く）プロジェクトに対する条件改定又は緩和

3.2 下記の件に関連する全投資規模プロジェクトに対する条件改定又は緩和

- 全ての過程のプロジェクト実施期間
- 工場または事業所の立地
- 製造方法
- 株主の割合
- 登録資本金

3.4. 全投資規模プロジェクトに対する他者への投資奨励認可権利譲渡

3.5. 全投資規模プロジェクトに対する他者への他者への投資奨励認可の事業譲渡又は事業合併

3.6. 事務局による条件、基準及び方法に従って全投資規模プロジェクトに対する認可された恩典行使に関連する承認・許可

3.7. 被奨励者が条件に違反した場合における奨励証書の廃止又は恩典の取り消し

尚、只今より有効とする。

発令日：仏暦 2563 年（2020 年）11 月 11 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー
(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長